

Ⅱ 自然生態系の保全と再生

1【野生鳥獣保護管理推進事業】ニホンジカ、イノシシ、カワウ等の捕獲等推進・捕獲の担い手確保推進

(1) 事業目的

急速に生息数や生息域を拡大するニホンジカ、イノシシ及びカワウ等の捕獲等を促進するとともに、捕獲の担い手を確保することで、農林水産業、森林・水その他の生態系及び日常生活等への被害低減を図る。

(2) 実施内容

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

- ・地域住民が主体的にわな捕獲を行う体制の構築や狩猟者の捕獲技術の向上を図る。
- ・市町村が個体数調整を目的とした捕獲を実施する。
- ・県が主体となり捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施する。
- ・鳥獣捕獲等事業者となるために必要な技能及び知識を有する従事者を育成する。

②カワウ等被害対策支援事業

- ・カワウ等の被害対策活動を支援する。

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

- ・有害鳥獣対策等従事者の確保のため、市町村職員（専門職・非常勤・嘱託を含む）が銃猟（第1種）免許取得、銃所持許可及び銃購入等を行う。

(3) 実施方法

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

- ・市町村が行う個体数調整を目的としたニホンジカの捕獲に必要な経費の一部を補助する。
- ・地域住民、団体等が行う捕獲体制整備等に係る経費の一部を補助する。
- ・法人が鳥獣管理を専門的に担う体制を構築するために必要な経費を補助する。
- ・わなによる捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催する。（委託）
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業（ニホンジカ及びイノシシ）を実施する。（委託）

②カワウ等被害対策支援事業

- ・市町村、及び漁協、協議会等が行うカワウ等の捕獲、追払い等に必要な経費の一部を補助する。

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

- ・被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成に必要な経費の一部を補助する。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

① ニホンジカの捕獲

37,500頭

イノシシの捕獲

1,000頭

② カワウ等被害対策支援事業

事業実施団体数 100団体程度

③ 被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

第1種銃猟免許新規取得者 30人

(5) 事業主体

県、市町村、団体等

(6) 補助率等

①ニホンジカ及びイノシシの捕獲推進事業

捕獲報償費（定額：ニホンジカのみ）、事業のうち安全啓発等に係る消耗品購入経費補助（定額）、捕獲体制整備に係る経費及び鳥獣捕獲等事業者育成に係る経費（定額）
わな捕獲技術向上に係る研修会の開催（県担当課が委託により実施）
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ニホンジカ及びイノシシ）（県担当課が委託により実施）

②カワウ等被害対策支援事業

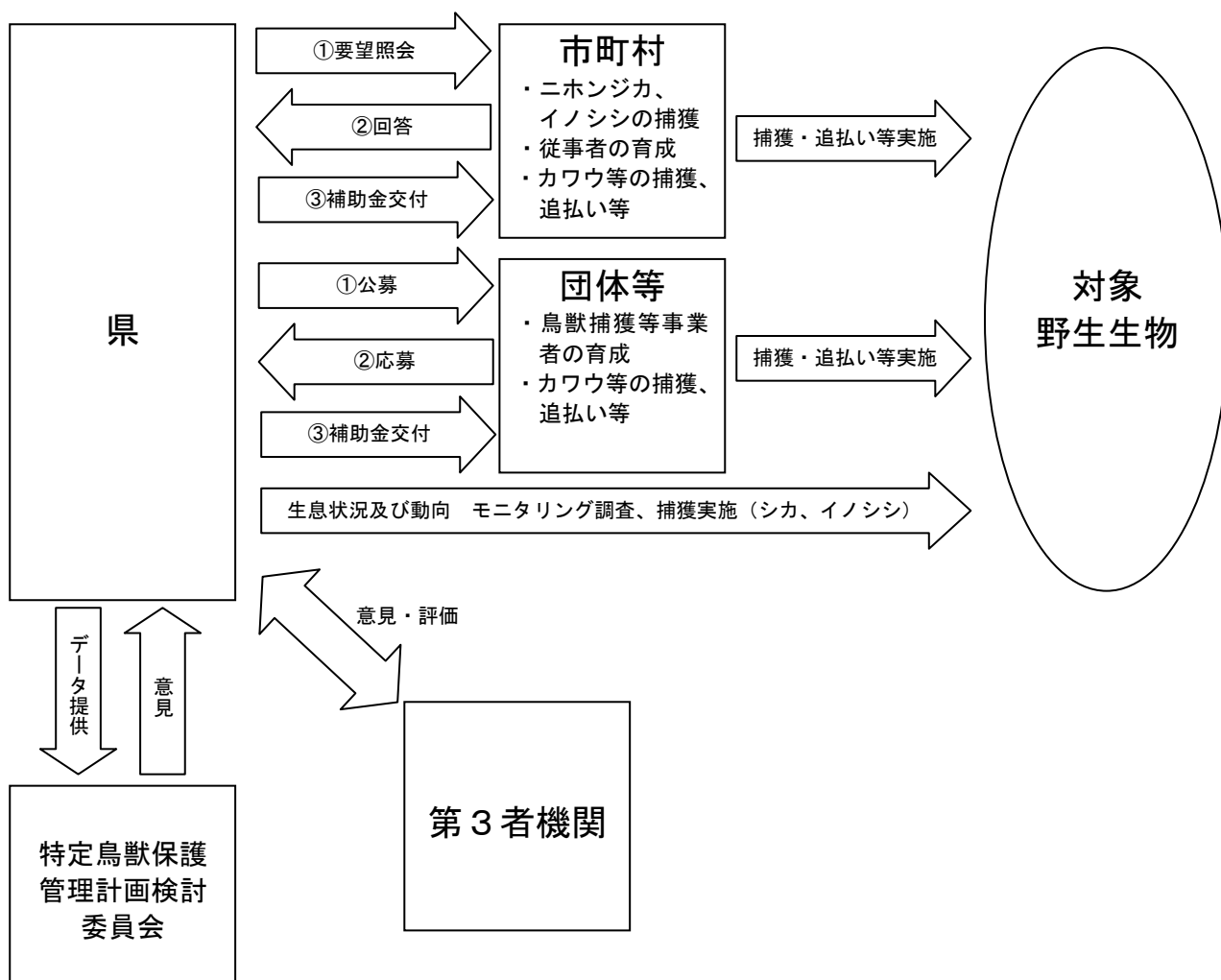
カワウ等の捕獲、追払い等に係る経費補助（定額）

③被害防止捕獲等に従事する市町村職員の育成事業

被害防止捕獲従事者育成補助： 10/10、上限 50 万円/人

※銃猟免許の新規取得、猟銃の所持許可、銃器等の購入経費

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：農政部 農村振興課 (鳥獣害対策室) 鳥獣害対策係 (内線 3 1 5 7)

2【野生鳥獣保護管理推進事業】野生動物総合対策普及推進事業

(1) 事業目的

平成24年4月27日に知事と岐阜大学長とで協定を締結し、野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画やニホンザル被害対策指針作成等県の施策に反映してきたが、鳥獣に応じた被害対策について、さらに研究を進め、今後も政策や施策の提言等を行うシンクタンク機能を推進するとともに的確かつ効率的な野生動物の保護管理施策を推進する。鳥獣対策を一層推進するためには、鳥獣対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し地域住民が主体となって実践できる体制を整備する必要があるため、当該研究成果を市町村や住民へ広めていくとともに、鳥獣対策に取り組む人材を育成し、野生動物の被害を軽減することで人と野生動物の共存を図る。

(2) 実施内容

- ①鳥獣害に関する科学的なデータの解析
 - ・自動撮影カメラによる県内のシカの生息密度指標の確立 等
- ②施策の企画立案支援
 - ・鳥獣対策関係課情報共有会、シカの効率的捕獲を目指した体制の構築等
- ③鳥獣害対策専門の人材育成
 - ・鳥獣関係行政担当者研修会 等
- ④現場の技術指導
 - ・誘引捕獲手法など、捕獲体制の最適化と普及
- ⑤県民への情報発信
 - ・野生動物管理学研究センター連続講座「野生動物を知る」の開催 等

(3) 実施方法

大学に県の寄附金による研究部門を設置し、専任教員2名及び派遣職員により継続的に調査研究及び、各市町村や県民を対象に、研修会やシンポジウムを通じて普及、教育を行っていく。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

講習会、シンポジウム等による鳥獣対策の普及や人材育成 2, 500人

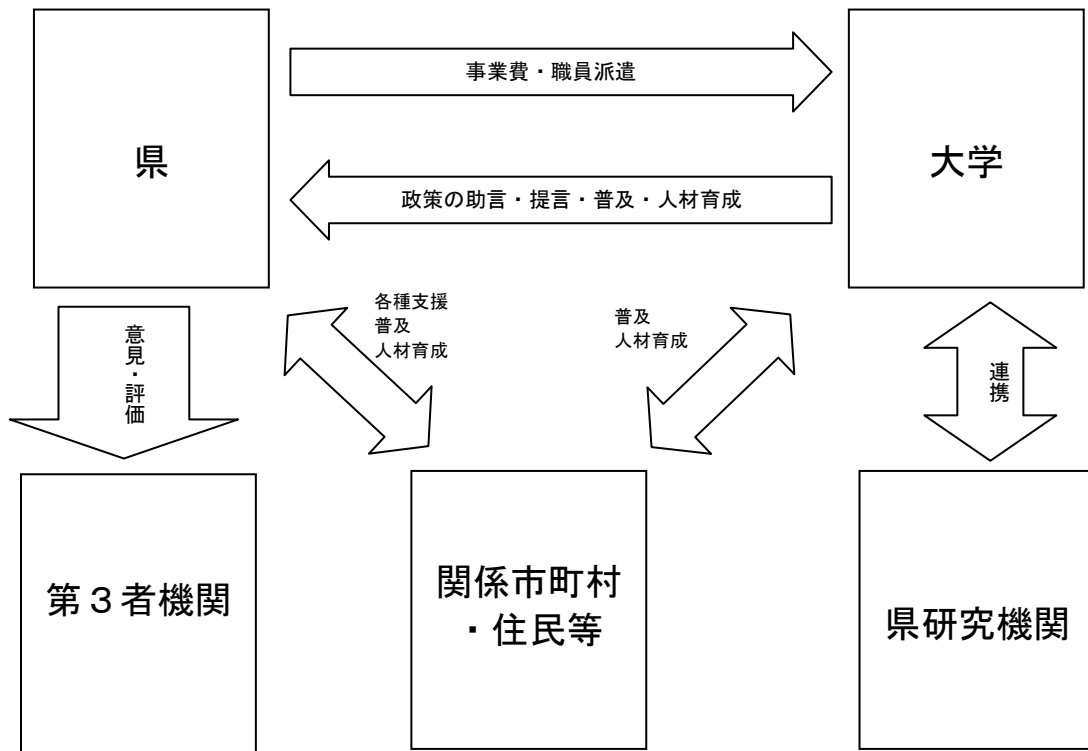
(5) 目標とする姿

県や市町村等が野生鳥獣について正しい知識を持ち、鳥獣対策をより一層推進するとともに、地域住民が主体となって鳥獣対策を行っていく体制を目指す。

(6) 事業主体

大学(岐阜大学)

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：環境生活部 環境企画課 生物多様性係 (内線 2701)

3 【水みちづくり推進事業】 流域協働による効率的な河川清掃事業

(1) 事業目的

第1期の流域清掃活動推進事業で連携を図ったNPO法人に加え、その他のNPOや地域住民等民間団体と県が協働し、流域全体を対象とした河川清掃活動に連帯して取り組むことにより、効率的な河川清掃モデルの確立と流域住民の河川環境及び水環境の保全に対する意識啓発を図る。

(2) 実施内容

- ・ ゴミの集積しやすい場所や樹木が繁茂している場所等の情報収集
- ・ 河川清掃活動（ゴミの清掃）
- ・ 河道内樹木の伐採・除去
- ・ 不法投棄廃棄物等の回収

(3) 実施方法

- ・ NPO法人や地域住民等民間団体と協働して、県（河川管理者）が県管理河川における河道内樹木の伐採・除去や不法投棄廃棄物等の回収を実施。

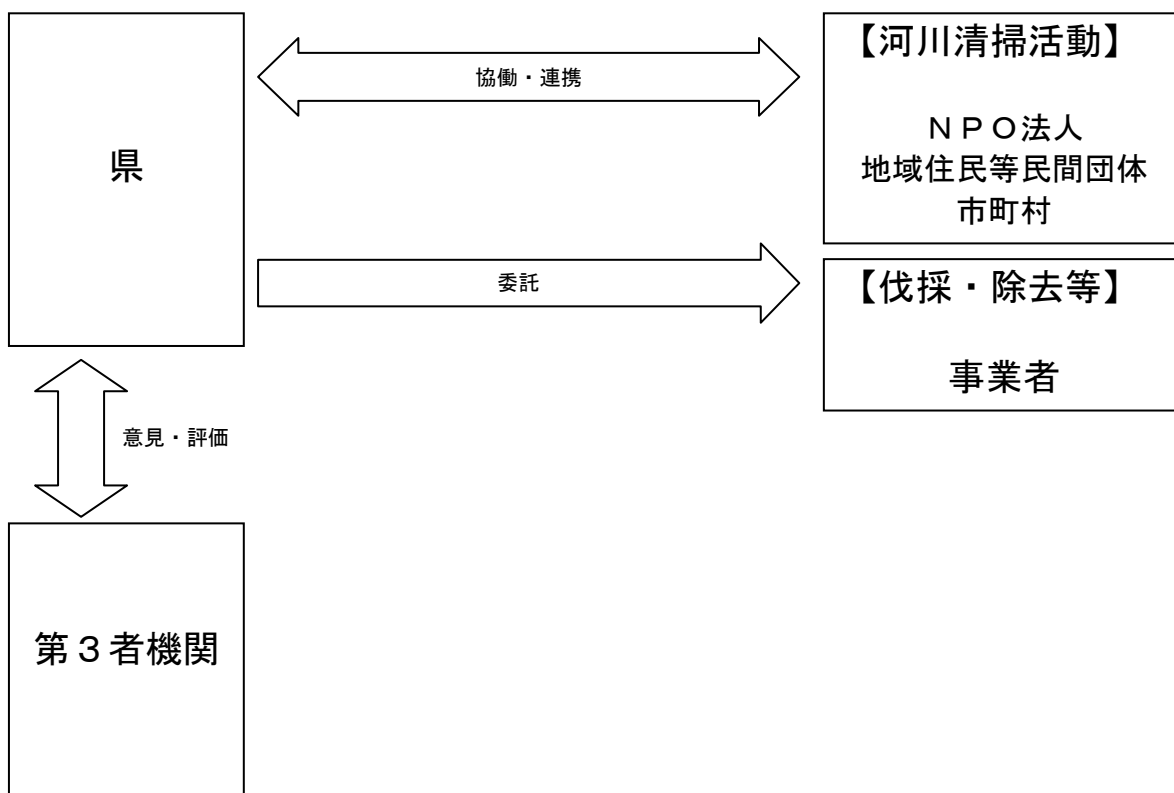
(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

73河川（河川清掃取組み河川数の拡大 48→73河川 [毎年5河川増]）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：県土整備部 河川課 維持係（内線3729）

4 【水みちづくり推進事業】 里地里川における生態系保全事業

(1) 事業目的

農業生産性の追及による整備の進展や、外来種の侵入、耕作放棄による農地の荒廃など様々な要因により、近年崩れつつある里地里川の生態系を復活するモデル的取組み等を推進、支援する。

(2) 実施内容

① 推進事業

- ため池外来種駆除事業
 - ・ ため池に生息する外来種（バス、ギル等）の駆除、放流防止等
- 水田魚道設置推進事業
 - ・ 水田魚道設置研修会の開催・アドバイザーの派遣
 - ・ 水田魚道の効果検証 等
- 生態系保全支援事業（推進費）
 - ・ 団体支援に係る提案の審査会開催など支援事業の推進

② 生態系保全団体支援事業

- 里地里川の生態系を復活するモデル的取組みを実施する団体を支援。
- ・ 生態系に配慮した農業用水路の整備
 - ・ 水田、用排水路を活用した環境教育の実施 等

③ 生態系保全市町村支援事業

水田、用排水路における外来種等の駆除など、農地・農業用施設を対象とする生態系保全に取り組む市町村を支援。

(3) 実施方法

① 推進事業

県はため池の外来種駆除、水田魚道の設置研修等を実施し、管理団体等への普及啓発を実施。

② 生態系保全団体支援事業

県は取組みを公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助。

③ 生態系保全市町村支援事業

市町村は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村に予算の範囲内で補助。

(4) 事業量（H29～33年度の各年）

① 推進事業

- ため池外来種駆除事業
年間3地区実施
- 水田魚道設置推進事業
年間1地区以上実施

② 生態系保全団体支援事業

1団体あたり上限2,000千円を概ね年間5団体に補助
(学生の組織する団体については、上限300千円)

③ 生態系保全市町村支援事業

概ね年間6市町村に事業費の1/2(上限1,000千円)を補助

(5) 事業主体

① 推進事業 県

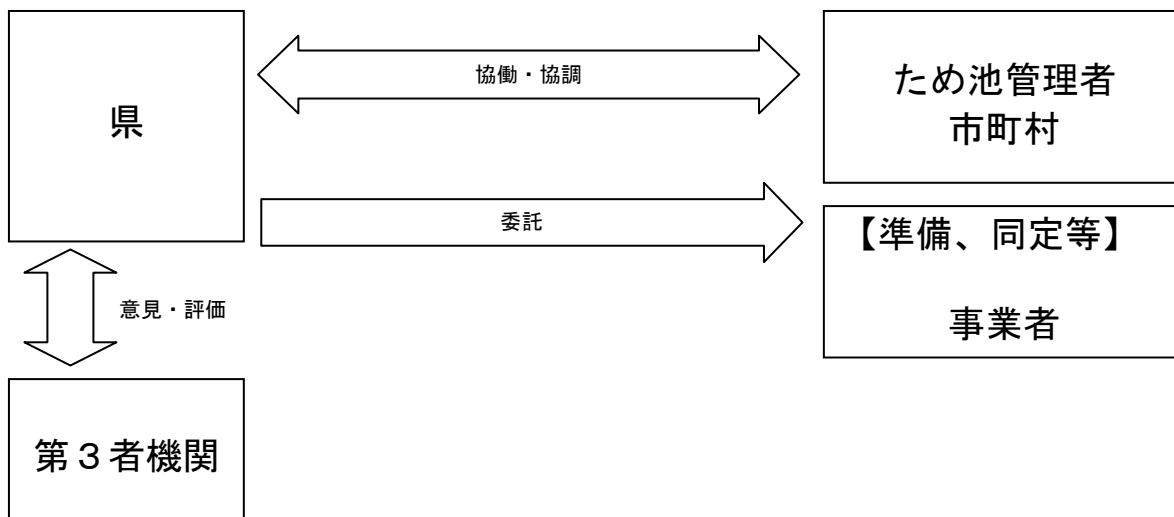
- ② 生態系保全団体支援事業 NPO、地域団体、学生の組織する団体等
- ③ 生態系保全市町村支援事業 市町村

(6) 補助率等

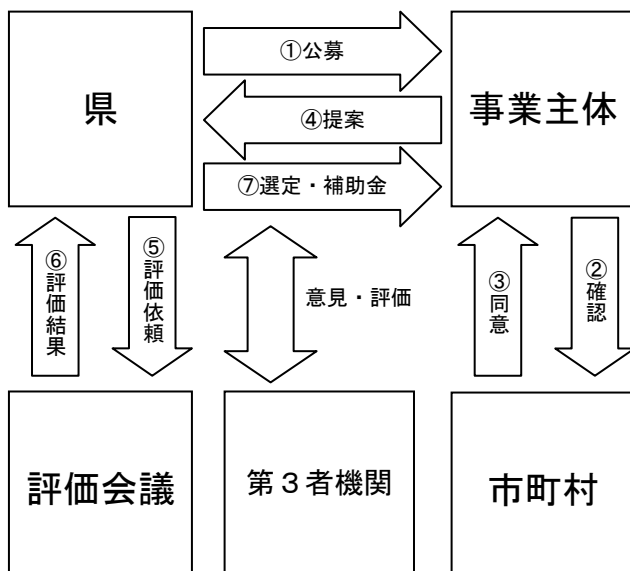
- ② 生態系保全団体支援事業
10/10 (上限2,000千円、学生の組織する団体については上限300千円)
- ③ 生態系保全市町村支援事業
1/2以内(上限1,000千円)

(7) 事業フロー図 (イメージ)

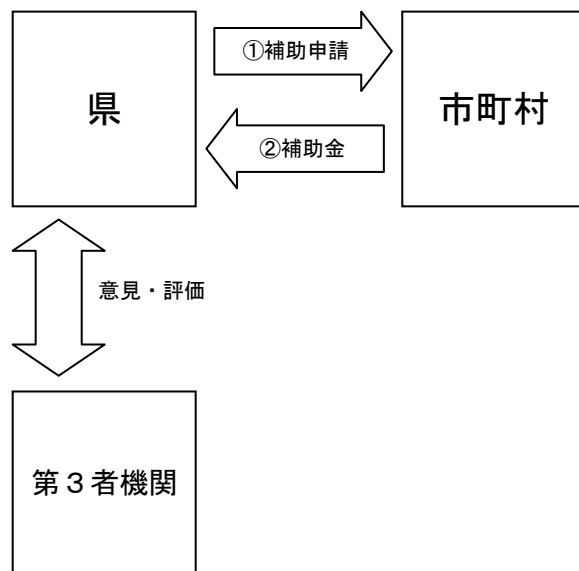
①ため池外来種駆除事業 (推進事業)



② 生態系保全団体支援事業



③ 生態系保全市町村支援事業



①担当：農政部 農地整備課 農地防災係 (内線3185)
 ②③担当：農政部 農村振興課 農村支援係 (内線3158)

5 【水みちづくり推進事業】 河川魚道の機能回復事業

(1) 事業目的

県管理河川及び砂防施設に設置されている魚道について、状態把握と適切な維持管理を行うことにより、河川の連続性確保を図り、魚がすみやすい環境の創出を図る。

(2) 実施内容

- ・ フィッシュウェイ・サポーターとの協働による点検
- ・ 魚道の機能回復（堆積土砂の除去、修繕・改修工事）

(3) 実施方法

地域住民や漁協などとの地域協働も取り入れながら、「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いた点検、土砂の除去や修繕・改修等の維持管理を実施。

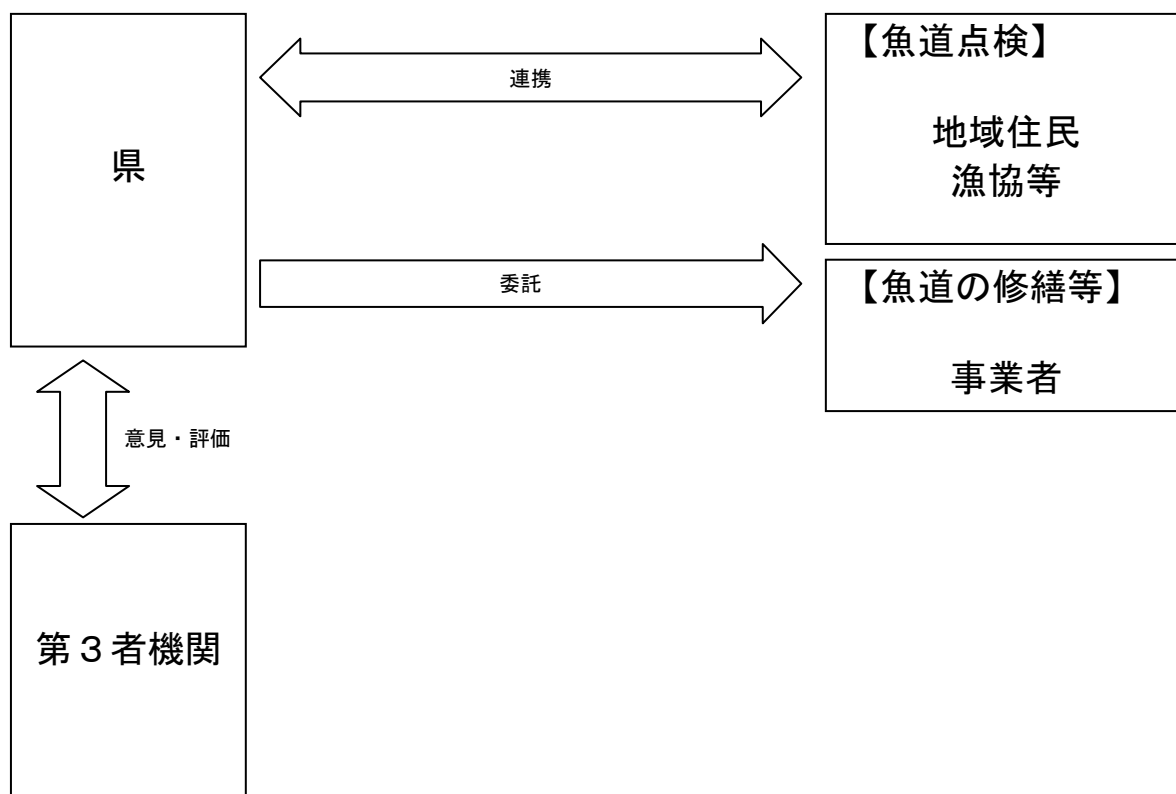
(4) 事業量（5年間）

672箇所（魚道点検の対象数）

(5) 事業主体

県

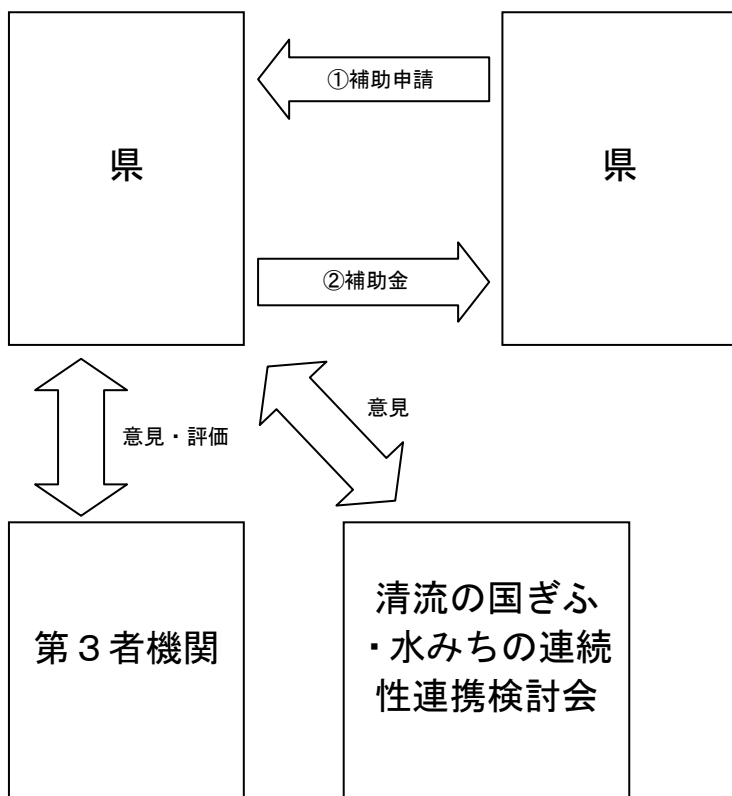
(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当： 県土整備部 河川課 維持係（内線 3729）

6 【水みちづくり推進事業】 用排水路・河川落差解消支援事業

- (1) 事業目的
面的な広がりを持った水みちの連続性を確保し、河川や水田に生息する魚類の繁殖、生息空間を再生する。
- (2) 実施内容
農業用排水路や普通河川との落差の解消
- (3) 実施方法
市町村等は県に取組みに対する補助を申請し、県は市町村等に予算の範囲内で補助。
- (4) 事業量（H29～33年度の5年間）
概ね年間1地区以上に補助
- (5) 事業主体
市町村等
- (6) 補助率等
10/10
- (7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：農政部 農地整備課 総合整備係（内線3188）